



岐阜県政記者クラブ加盟社各位



令和7年4月3日（木） 岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電話番号
地域振興課	地域プロモーション係	柴田 高橋	内線 2546 直通 058-272-8197 FAX 058-278-3530

令和7年度「清流の国ぎふ大学生等奨学金」奨学生の募集を開始します

県では、平成28年度から「清流の国ぎふ大学生等奨学金」を設け、県外大学等に進学した県外在住の方で、将来、岐阜県にUターンして活躍する意志がある学生に奨学金を貸与するとともに、県内での就業等を条件に返還を免除する制度を設けています。

このたび、令和7年度奨学生の募集を開始しますので、お知らせします。

記

1 募集期間 令和7年4月7日（月）～5月23日（金）【締切日消印有効】

2 募集人数 新規貸与者 120名

3 貸与月額 60,000円（年間貸与額 最大720,000円）

4 対象者 次のいずれにも該当する方

- （1）県内の高等学校を卒業した方（県内の特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を卒業した方並びに高等専門学校の第3学年の課程を修了した方も該当します。）
- （2）県外に住所を有し、かつ、県外の大学等（※1）に在学していること
- （3）申請者の三親等内の成年者の親族のいずれか又は連帯保証人が県内に住所を有すること
- （4）大学等を卒業した後に、県内で就業する意思があると認められること
- （5）学業成績が優秀であると認められること
- （6）経済的理由により修学が困難であると認められること

（※1）大学（専門職大学を含む）、短期大学（専門職短期大学を含む）、高等専門学校（第4、5学年）、専修学校（専門課程）

5 申請方法等 申請方法、必要書類その他の詳細については下記の県ホームページを参照。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/14710.html>

〈返還免除の要件について〉

■次のいずれにも該当すると認められる場合、貸与した奨学金全額の返還を免除します。

- （1）大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して12ヶ月以内に、県内に居住し、引き続き5年間居住していること
- （2）大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して12ヶ月以内に、県内で就業し（※2）、引き続き5年間就業していること

（※2）県内で就業とは、大学等を卒業し、県内に主たる事業所を有する法人・団体において就業することもしくは個人事業主またはその事業専従者であること。